

交 通 事 故 相 談 の 概 況

令 和 6 年 度

(令和6年4月～令和7年3月)



静岡県くらし・環境部くらし交通安全課

静岡県交通事故相談所

は じ め に

この冊子は、令和6年度中に静岡県交通事故相談所が取り扱った交通事故相談内容のほか、市町交通事故相談窓口が受け付けた相談件数等を取りまとめたものです。

令和6年中に本県内で発生した人身交通事故は、発生件数 17,441 件（対前年比▲1,221 件、▲6.5%）、死者数 88 人（対前年比 18 人増、25.7%増）、負傷者数 21,880 人（対前年比▲1,693 人、▲7.2%）で、発生件数、負傷者数は減少したものの死者数は増加しました。

事故発生件数は全国でワースト 6 位、交通事故死者はワースト 11 位と、全国でも交通事故発生件数や交通事故死者の多い県となっています。

静岡県交通事故相談所における令和6年度の交通事故相談受理件数は 293 件（対前年比 132 件減少、31.1%減）でした。

主たる相談内容別に見ると、示談の仕方(93 件)、損害賠償額の算定(30 件)、過失の程度(25 件)、後遺症(21 件)、債務不履行(19 件)、保険会社関連(19 件)となっています。

静岡県交通事故相談所は、このような相談者の声に適切に対応するため、顧問弁護士（知事委嘱）と緊密な連携を図り、迅速かつ的確にアドバイスを行う等、相談事案の早急な解決と相談者の信頼確保に努めています。

また、相談員の専門的実務能力の研鑽、向上のため、総合支援研修会(国土交通省開催)等への当所相談員の参加、市町相談員に対する研修会の開催なども実施しております。

当相談所では、加害者の賠償資力が乏しい等のために賠償を受けられずに困窮している方や、後遺障害に苦しんでいる方の社会保障制度上の援護措置や交通事故被害者救済のための諸制度を可能な限り活用し、被害者やその家族の福祉の向上を図るため、県民の身近な交通事故相談窓口として対応しておりますので、今後とも御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

令和7年6月

静岡県くらし・環境部 くらし交通安全課
静岡県交通事故相談所

目 次

I 交通事故相談状況

1	県交通事故相談所の概況	1
	県交通事故相談所の開設状況	1
2	県交通事故相談所における相談受理状況	2
(1)	相談件数(前年度との比較)	2
(2)	月別相談状況	2
(3)	相談件数の年度別推移(事故死傷者数を含む)	3
ア	平成27年度～令和6年度の相談件数と交通事故死傷者数	3
イ	年度別相談率の状況	3
ウ	平成27年度以降の相談区分別状況の推移	3
(4)	面接相談の事故種別新規・継続別状況(令和6年度)	4
(5)	事故種別の相談状況(令和6年度)	4
ア	事故種別相談状況	4
イ	事故種別、相談区分別状況	4
(6)	被害者、加害者別状況(令和6年度)	5
(7)	相談内容別状況(主たる相談)(令和6年度)	5
(8)	事故発生から相談日までの期間経過の状況(令和6年度)	6
ア	全相談事案	6
イ	新規相談事案	6
ウ	継続相談事案	6
(9)	相談者の居住地別状況(令和6年度)	6
3	交通事故の相談形態別等統計(令和6年度)	7
	県交通事故相談所の相談統計	7
4	広 報	10
(1)	県交通事故相談所・巡回交通事故相談所開設広報	10
(2)	広報効果	10
5	14市町交通事故相談所の相談統計(令和6年度)	11
(1)	14市町交通事故相談所の相談状況(月別)	11
(2)	14市町交通事故相談所の相談者居住地別状況	12
6	市町別交通事故発生状況と相談者の居住地別相談件数(令和6年度)	13
7	交通事故の発生状況(令和6年)	14

II	資 料	15
1	本県における交通事故相談所設置の経緯	15
2	静岡県交通事故相談所運営要綱	16
3	静岡県行政組織規則(一部抜すい)	18
4	交通事故相談関係機関一覧	19

I 交通事故相談状況

1 県交通事故相談所の概況

県交通事故相談所の開設状況

次のとおり交通事故相談所を設置して、交通事故に関連する相談業務を行っている。

名 称	所 在 地	構 成
静岡県 交通事故相談所	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 中部県民生活センター内 電話 054-202-6000 FAX 054-202-6018	所 長（中部県民生活センター所長兼務） 所長補佐（同上 次長兼務） 交通事故相談員 2名 交通事故相談所顧問弁護士 12名

開 設 時 間	月曜日から金曜日まで （祝日、振替休日、年末年始を除く）	午前9時から午後4時まで （受付は午後3時30分まで）
---------	---------------------------------	--------------------------------

※ 顧問弁護士は、静岡県弁護士会に所属する弁護士の中から知事が委嘱する弁護士である。

※ 令和6年度の顧問弁護士による立会い相談は、交通事故相談所において、毎月第1・第2・第3木曜日の午後1時から午後3時まで予約制で実施した。
（令和7年度は毎月第1木曜日の午後1時から午後3時までの予約制で実施する。）

※ 巡回相談については、令和5年度をもって終了しました。

2 県交通事故相談所における相談受理状況

(1) 相談件数（前年度との比較）

(単位：件)

区 分		面 接 相 談		電 話	文 書	計
		本 所	巡 回			
件 数	令和 6 年度	36	0	257	0	293
	令和 5 年度	53	16	356	0	425
	増 減	▲ 17	▲ 16	▲ 99	0	▲ 132
令和6年度の構成率(%)		12.3	0	87.7	0	100.0

※ 巡回については令和5年度をもって終了

▲印は減少を示す。(以下同じ)

※ 令和6年度の相談件数293件は、前年度比132件減少である。

面接相談、電話相談とも相談件数が減少した。

※ 相談区分の構成率は、面接相談が12.3%、非面接(電話・文書)相談が87.7%となっている。

※ 令和6年度に全国で受理した相談件数は、合計20,527件である。

内訳は、面接相談が3,374件（本所・支所2,673件、巡回701件）、非面接（電話・文書）17,153件であった。

※ 令和6年度の相談員1人当たりの取扱件数(平均)は、全国107件（静岡県147件）であった。

※ 相談内容の複雑化に伴い、新規面接相談の所要時間は、概ね1時間～2時間位であった。

(2) 月別相談状況

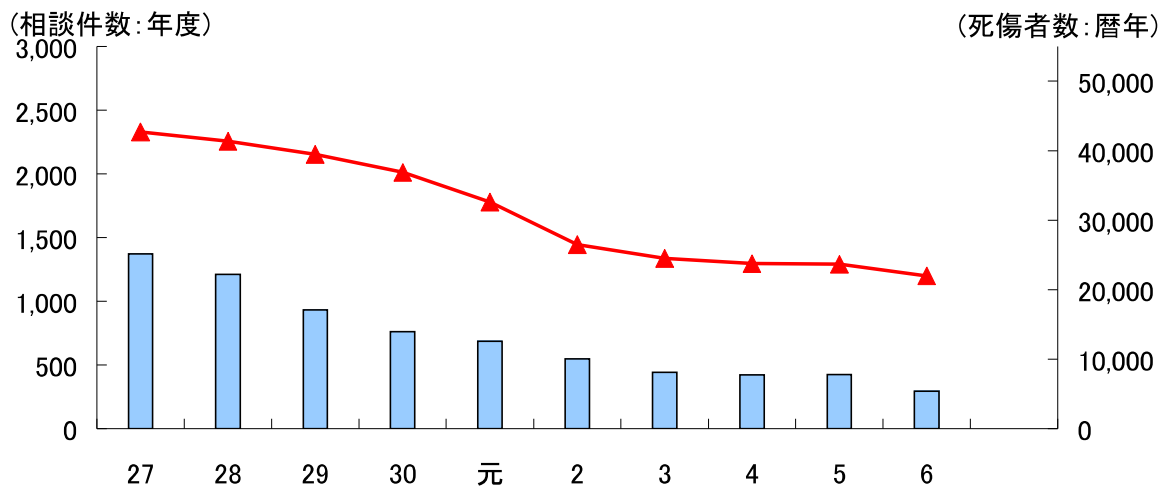
(単位：件)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6年度計	前年度計	差
本 所	面接	6	3	7	5	3	2	1	1	0	2	4	2	36	53	▲ 17
	電話	24	23	17	19	26	24	14	17	21	21	26	25	257	356	▲ 99
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
巡 回		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	▲ 16
計		30	26	24	24	29	26	15	18	21	23	30	27	293	425	▲ 132

※ 巡回については令和5年度をもって終了（令和5年度は16件）

(3) 相談件数の年度別推移（事故死傷者数を含む）

ア 平成27年度～令和6年度の相談件数と交通事故死傷者数



イ 年度別相談率の状況

(単位：件、人、%)

区 分	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
A 相 談 件 数	1,372	1,211	931	760	685	547	441	420	425	293
B 交通事故死傷者数	42,686	41,358	39,481	36,874	32,592	26,468	24,497	23,745	23,643	21,968
A/B %	3.2	2.9	2.4	2.1	2.1	2.1	1.8	1.8	1.8	1.3

※ 県内14市町相談所(相談件数432件)を含めた県全体の相談件数は合計725件で、全交通事故死傷者数に対する相談所への相談率は3.3% (前年度4.0%)であった。

ウ 平成27年度以降の相談区分別状況の推移

年 度	面接相談									電話 相談	文書 相談	合 計
	本所			巡回			計					
	面接	継続	計	面接	継続	計	面接	継続	計			
27	110	217	327	26	33	59	136 (10.0)	250 (18.3)	386 (28.3)	982 (71.7)	0 (0)	1,372 (100%)
28	103	180	283	27	26	53	130 (10.7)	206 (17.0)	336 (27.7)	873 (72.1)	2 (0.2)	1,211 (100%)
29	55	107	162	24	33	57	79 (8.5)	140 (15.0)	219 (23.5)	712 (76.5)	0 (0)	931 (100%)
30	58	91	149	14	14	28	72 (9.5)	105 (13.8)	177 (23.3)	582 (76.6)	1 (0.1)	760 (100%)
元	61	64	125	14	2	16	75 (10.9)	66 (9.6)	141 (20.6)	543 (79.3)	1 (0.1)	685 (100%)
2	46	39	85	12	7	19	58 (10.6)	46 (8.4)	104 (19.0)	443 (81.0)	0 (0)	547 (100%)
3	27	23	50	8	16	24	35 (7.9)	39 (8.8)	74 (16.8)	367 (83.2)	0 (0)	441 (100%)
4	31	27	58	5	5	10	36 (8.6)	32 (7.6)	68 (16.2)	352 (83.8)	0 (0)	420 (100%)
5	25	28	53	11	5	16	36 (8.4)	33 (7.8)	69 (16.2)	356 (83.8)	0 (0)	425 (100%)
6	20	16	36	0	0	0	20 (6.8)	16 (5.5)	36 (12.3)	257 (87.7)	0 (0)	293 (100%)

()内は構成率を示す。

※ 巡回については令和5年度をもって終了（令和5年度は16件）

(4) 面接相談の事故種別新規・継続別状況（令和6年度）

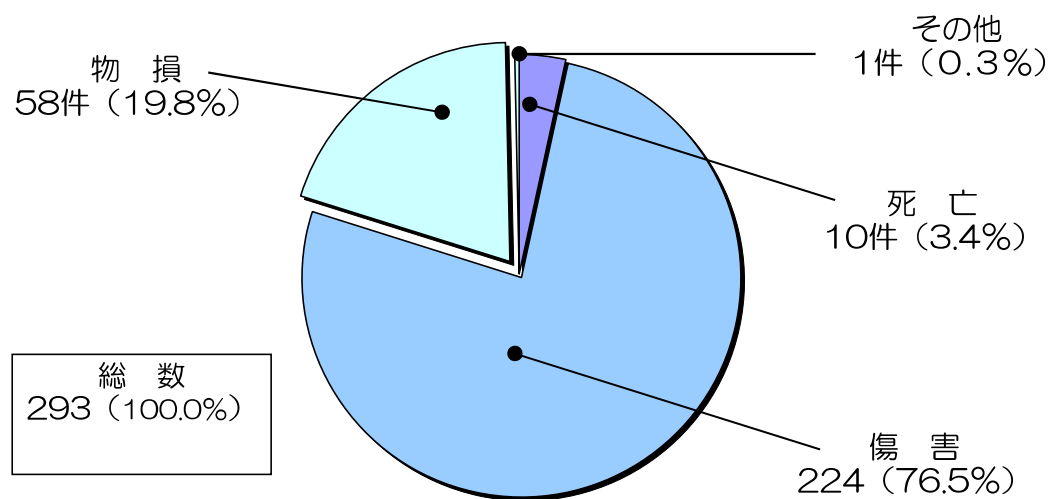
（単位：件）

区 分	死 亡	傷 害	物 損	そ の 他	計
新 規	0	17	3	0	20
継 続	2	13	1	0	16
計	2	30	4	0	36

※ 全面接相談の、新規相談は20件(55.6%)で、継続相談は16件(44.4%)であった。

(5) 事故種別の相談状況（令和6年度）

ア 事故種別相談状況



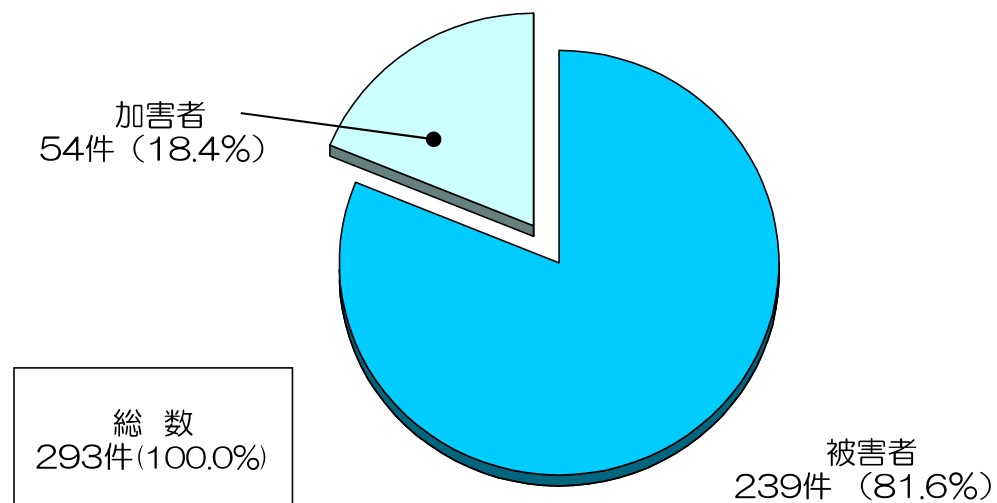
（ ）内は、構成率を示す。

イ 事故種別、相談区分別状況

（単位：件）

区 分	死 亡	傷 害	物 損	そ の 他	計
面 接	2	30	4	0	36
電 話	8	194	54	1	257
文 書	0	0	0	0	0
計	10	224	58	1	293

(6) 被害者、加害者別状況（令和6年度）



※ 被害者、加害者の区分は、相談者の申立によるものである。

(7) 相談内容別状況（主たる相談）（令和6年度）

相談要旨別状況														(単位 件、%)		
区分	賠償責任者	賠償額の算定	過失の程度	示談の仕方	示談解決後の変更取消	債務不履行	自賠償請求等	労災・社会保険の使用	訴訟・調停の利用	後遺症	時効	生計維持・支援援助等	援護措置利用	保険会社関連	その他	計
件数	1	30	25	93	0	19	11	14	10	21	1	0	0	19	49	293
%	0.3	10.2	8.5	31.8	0.0	6.5	3.8	4.8	3.4	7.2	0.3	0.0	0.0	6.5	16.7	100.0

※ その他は、事故に係る全般的な相談及び、刑事・行政処分等についての照会や保険会社担当者に対する苦情等に関するものである。

(8) 事故発生から相談日までの期間経過の状況(令和6年度)

ア 全相談事案

区 分	1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年以上	不明	計
件 数	131	28	27	39	37	20	5	4	2	293
%	44.7	9.6	9.2	13.3	12.6	6.8	1.7	1.4	0.7	100.0

※ 経過期間は、事故発生日から初回相談日及び2回目以降の継続相談日までの経過期間である。

※ 発生日後3ヶ月以内の相談件数は186件(63.5%)である。

イ 新規相談事案

区 分	1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年以上	不明	計
件 数	112	17	20	24	20	9	4	2	2	210
%	53.3	8.1	9.5	11.4	9.5	4.3	1.9	1.0	1.0	100.0

※ 新規相談210件の内、173件(82.4%)が6ヶ月以内に相談所を利用している。

ウ 継続相談事案

区 分	1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年以上	不明	計
件 数	19	11	7	15	17	11	1	2	0	83
%	22.9	13.3	8.4	18.0	20.5	13.3	1.2	2.4	0.0	100.0

※ 継続相談83件のうち、6ヶ月を超えている31件(37.3%)の相談内容は、損害賠償額の算定、提示された損害賠償額や過失割合に対する不服、後遺障害の等級認定に対する異議の申立て等、紛争事案に発展する可能性を含んだ事案が多かった。

(9) 相談者の居住地別状況(令和6年度)

相談者の居住地別状況は、9頁第2表「相談者の居住地別相談件数」のとおりである。

3 交通事故の相談形態別等統計（令和6年度）

県交通事故相談所の相談統計

第1表 交通事故相談の状況

○ 第1表-1 面接・非面接の状況

(単位：件)

区 分		当 所		巡 回		電 話	文 書	計
		面接	非面接	面接	非面接			
相 談 件 数	死 亡	0	2	0	0	8	0	10
	傷 害	17	13	0	0	194	0	224
	物 損	3	1	0	0	54	0	58
	その他	0	0	0	0	1	0	1
	6年計	20	16	0	0	257	0	293
	5年計	25	28	11	5	356	0	425
	増 減	▲5	▲12	▲11	▲5	▲99	0	▲132

○ 第1表-2 事故から相談までの期間

(単位：件)

期 間	新規	継続
1ヶ月以内	112	19
2ヶ月以内	17	11
3ヶ月以内	20	7
6ヶ月以内	24	15
1年以内	20	17
2年以内	9	11
3年以内	4	1
3年以上	2	2
不 明	2	0
計	210	83
合 計	293	

○ 第1表-3 相談内容別

(単位：件)

区 分	主たる相談	従たる相談	区 分	主たる相談	従たる相談
賠償責任者	1	0	訴訟・調停の利用	10	1
賠償額の算定	30	3	後遺症	21	5
過失の程度	25	0	時効	1	0
示談の仕方	93	3	生計の維持	0	0
示談解決後の変更取消	0	0	援護措置利用	0	0
債務不履行	19	1	保険会社関連	19	0
自賠責請求等	11	1	その他	49	1
労災・社会保険の使用	14	0	計	293	15

○ 第1表-4 相談要旨

(単位：件)

賠償問題	289
自転車問題	1
その他	3
計	293

※ 賠償問題の占める割合は、
98.6%である。

○ 第1表-5 相談者別

(単位：件)

被害者	239	81.6%
加害者	54	18.4%
計	293	100%

(単位：人)

男性	159	54.3%
女性	134	45.7%
計	293	100%

○ 第1表-6 相談処理別

(単位：件)

弁護士会あっせん	3
交通事故紛争処理センター	5
法テラス	0
その他	0
計	8

アドバイザー（弁護士）の指導助言	37
------------------	----

※ 前年度の弁護士指導は36件である。

○ 第1表-7 広報効果

(単位：人)

広報活動	県広報	0
	市・町広報	0
	県発行チラシ	21
	県ホームページ	62
	警察	30
その他	市町紹介	65
	知人	20
	その他	12
計		210

○ 他機関交通事故相談等利用状況（令和6年度）

(単位：件)

(公財)交通事故紛争処理センター静岡相談室	271
(公財)日弁連交通事故相談センター静岡相談所	121

第2表 相談者の居住地別相談件数（令和6年度）

(単位：件)

区分 市町名	面接		巡回		電 話	文 書	計	区分 市町名	面接		巡回		電 話	文 書	計								
	新規	継続	新規	継続					新規	継続													
静 岡 市	16	13	0	0	105	0	134	松 崎 町	0	0	0	0	0	0	0								
浜 松 市	1	0	0	0	14	0	15	西伊豆町	0	0	0	0	1	0	1								
沼 津 市	0	0	0	0	11	0	11	函 南 町	0	0	0	0	0	0	0								
熱 海 市	0	0	0	0	4	0	4	清 水 町	0	0	0	0	0	0	0								
三 島 市	0	0	0	0	5	0	5	長 泉 町	0	0	0	0	3	0	3								
富士宮市	0	0	0	0	6	0	6	小 山 町	0	0	0	0	4	0	4								
伊 東 市	0	0	0	0	1	0	1	吉 田 町	0	0	0	0	3	0	3								
島 田 市	0	0	0	0	7	0	7	川根本町	0	0	0	0	0	0	0								
富 士 市	0	0	0	0	24	0	24	森 町	0	0	0	0	1	0	1								
磐 田 市	0	0	0	0	3	0	3	他 県	0	0	0	0	4	0	4								
焼 津 市	2	3	0	0	16	0	21	不 明	0	0	0	0	14	0	14								
掛 川 市	0	0	0	0	2	0	2	計	20	16	0	0	257	0	293								
藤 枝 市	1	0	0	0	15	0	16	備 考 ○ 他県の状況 <table><tr><td>神 奈 川 県</td><td>2</td></tr><tr><td>愛 知 県</td><td>1</td></tr><tr><td>岐 阜 県</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>4</td></tr></table>								神 奈 川 県	2	愛 知 県	1	岐 阜 県	1	計	4
神 奈 川 県	2																						
愛 知 県	1																						
岐 阜 県	1																						
計	4																						
御殿場市	0	0	0	0	1	0	1																
袋 井 市	0	0	0	0	2	0	2																
下 田 市	0	0	0	0	0	0	0																
裾 野 市	0	0	0	0	3	0	3																
湖 西 市	0	0	0	0	1	0	1																
伊 豆 市	0	0	0	0	1	0	1																
御前崎市	0	0	0	0	1	0	1																
菊 川 市	0	0	0	0	0	0	0																
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0																
牧之原市	0	0	0	0	3	0	3																
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0																
河 津 町	0	0	0	0	0	0	0																
南伊豆町	0	0	0	0	2	0	2																

4 広 報

(1) 県交通事故相談所開設広報

- 県のホームページへ県交通事故相談所の概況を掲載し、幅広く利用の呼びかけを行った。
- 県くらし交通安全課所管SNSアカウント等により、県交通事故相談所の概況を掲載し利用を呼びかけた。
- 広聴広報課所管SNSアカウント等で、県交通事故相談所の利用案内を広報した。
- 「静岡県交通事故相談所をご利用下さい」のチラシを、県下の市、町、警察署、自動車安全運転センター、その他の行政機関等に配布し利用を呼びかけた。
- 県庁内掲示板で、交通事故相談所の相談事例等を掲載し、相談する機会のきっかけを提供した。

(2) 広報効果

広報効果を確認するため、新規相談者210人に対して調査を行ったところ本冊子8頁記載「広報効果」のとおり、210人（100%）が上記の広報活動によるものであった。

5 14市町交通事故相談所の相談統計（令和6年度）

(1) 14市町交通事故相談所の相談状況（月別）

(単位：件)

市 町 相 談 所	令 和 6 年 度													5 年 度	前年度 との 対 比
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
静岡市	6	8	10	9	9	15	8	9	5	6	9	11	105	100	5
浜松市	16	8	12	7	7	9	11	10	17	10	14	17	138	175	▲ 37
沼津市	3	2	2	0	0	0	0	2	1	1	1	0	12	17	▲ 5
島田市	1	1	1	1	2	0	0	2	2	2	1	3	16	12	4
富士市	8	3	1	2	2	4	2	1	6	2	3	5	39	35	4
富士宮市	1	0	1	3	1	1	1	1	6	3	1	3	22	18	4
磐田市	0	0	5	0	0	1	0	2	2	1	2	2	15	30	▲ 15
掛川市	3	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2	0	8	22	▲ 14
三島市	1	1	1	2	0	1	3	1	2	1	1	2	16	37	▲ 21
御殿場市	1	2	4	5	3	1	1	1	4	4	0	1	27	34	▲ 7
裾野市	2	1	0	0	1	1	0	0	2	0	3	0	10	9	1
焼津市	1	0	2	1	1	0	2	1	0	0	0	3	11	17	▲ 6
清水町	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	8	8	0
長泉町	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	5	2	3
合 計	43	27	39	31	28	35	30	32	50	30	38	49	432	516	▲ 84

(2) 14市町交通事故相談所の相談者居住地別状況

(単位：件)

相談所 居住地	静岡市	浜松市	沼津市	島田市	富士市	富士宮市	磐田市	掛川市	三島市	御殿場市	裾野市	焼津市	清水町	長泉町	計
静岡市	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105
浜松市	0	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138
沼津市	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
熱海市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三島市	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	11
富士宮市	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	22
伊東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島田市	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
富士市	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
磐田市	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15
焼津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	11
掛川市	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	8
藤枝市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御殿場市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	26
袋井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
裾野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	0	11
湖西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御前崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
牧之原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函南町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
清水町	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8	0	10
長泉町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	6
小山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不定	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
計	105	138	12	16	39	22	15	8	16	27	10	11	8	5	432

6 市町別交通事故発生状況と相談者の居住地別相談件数（令和6年度）

市 町	人身件数 (A) 件	死傷者数 (B) 人	県相談所及び市町相談窓口が取扱った居住地別相談件数			
			県 人	市町 人	計 (C) 人	相談率 ($\frac{C}{B}$) %
県 計	17,441	21,968	293	432	725	3.3
静 岡 市	3,296	3,973	134	105	239	6.0
浜 松 市	4,795	6,077	15	138	153	2.5
沼 津 市	868	1,074	11	11	22	2.0
熱 海 市	146	207	4	0	4	1.9
三 島 市	420	523	5	11	16	3.1
富 士 宮 市	560	697	6	22	28	4.0
伊 東 市	225	277	1	0	1	0.4
島 田 市	362	474	7	16	23	4.9
富 士 市	1,149	1,421	24	34	58	4.1
磐 田 市	904	1,126	3	15	18	1.6
焼 津 市	746	949	21	11	32	3.4
掛 川 市	588	756	2	8	10	1.3
藤 枝 市	522	636	16	0	16	2.5
御 殿 場 市	340	426	1	26	27	6.3
袋 井 市	445	560	2	0	2	0.4
下 田 市	69	89	0	0	0	0.0
裾 野 市	172	222	3	11	14	6.3
湖 西 市	231	295	1	0	1	0.3
伊 豆 市	61	90	1	0	1	1.1
御 前 崎 市	75	104	1	0	1	1.0
菊 川 市	164	210	0	0	0	0.0
伊豆の国市	152	191	0	2	2	1.0
牧之原市	135	166	3	0	3	1.8
東伊豆町	28	35	0	0	0	0.0
河 津 町	21	39	0	0	0	0.0
南伊豆町	13	16	2	0	2	12.5
松 崎 町	10	12	0	0	0	0.0
西伊豆町	17	27	1	0	1	3.7
函 南 町	163	202	0	1	1	0.5
清 水 町	167	210	0	10	10	4.8
長 泉 町	162	185	3	6	9	4.9
小 山 町	43	53	4	0	4	7.5
吉 田 町	97	122	3	0	3	2.5
川根本町	9	16	0	0	0	0.0
森 町	46	68	1	0	1	1.5
他 県	-	-	4	0	4	-
不 明	-	-	14	5	19	-
東 名 高 速	240	440	-	-	-	-

7 交通事故の発生状況（令和6年）

区 分			件 数		死者数		負傷者数	
			全 国	静岡県	全 国	静岡県	全 国	静岡県
本 年 累 計	本 年		290,895	17,441	2,663	88	344,395	21,880
	前 年		307,930	18,662	2,678	70	365,595	23,573
	比 較 増 減	数	▲ 17,035	▲ 1,221	▲ 15	18	▲ 21,200	▲ 1,693
		率	▲ 5.5	▲ 6.5	▲ 0.6	25.7	▲ 5.8	▲ 7.2
	一 日 平 均	本 年	794.8	47.7	7.3	0.2	941.0	59.8
		前 年	843.6	51.1	7.3	0.2	1,001.6	64.6
	人口10万人当たり		233.9	490.6	2.1	2.5	276.9	615.5

注：人口は、総務省「令和5年10月1日現在人口推計」による。

全国の人口 124,353,000人

静岡県の人口 3,555,000人

Ⅱ 資 料

1 本県における交通事故相談所設置の経緯

昭和 37 年 5 月 10 日、本県は「交通安全県」の宣言を行い、県民総ぐるみで交通事故防止に立ち上がった。昭和 39 年 4 月 1 日、企画調整部調整課で交通安全事務を始め、翌 40 年 4 月 1 日付けで同課内に交通安全対策室を設置した。

それまで交通事故相談は、県弁護士会の交通事故処理委員会が行っていたが、昭和 40 年 4 月から県交通安全協会も県弁護士会に委嘱し、協会員の相談を主とし、一般相談もこれに準じて行ってきた。

経済の高度成長とレジャーブームにより、自動車保有者の激増に連れて交通事故も増加し、早急な被害者救済対策が望まれるようになってきた。

昭和 41 年 1 月 28 日付け警察庁交通局長通達に基づき、県内の各警察署に交通相談係が配置された。また、事故発生率の高い静岡・浜松・沼津・清水の 4 市が昭和 41 年度中に、交通事故相談所を設置し、一方では弁護士無料法律相談や、移動県民相談室を県内各所で行い、被害者救済に取り組んできた。

昭和 42 年 3 月 31 日付け自治事務次官通達によって、県や市町村に交通事故相談組織の設置が指示され、続いて内閣総理大臣官房陸上交通安全調査室が昭和 42 年 7 月 1 日までに全国 50 か所に交通事故相談所設置を措置し、同日付け総理府総務庁長官通達で「交通事故相談所運営要領」が示された。そこで、本県も昭和 42 年 10 月 13 日、「交通事故相談所設置要綱」「同運営要領」等を定めるとともに、前記の調整課内に交通事故相談所を開設し、所長は交通安全対策室長兼務で調整課長を充てた。

昭和 43 年 4 月 1 日、調整課から交通安全対策室が分離独立し、相談所も県庁本館 2 階玄関脇に移った。昭和 43 年 4 月 1 日の県機構改革で交通安全対策室は警察本部に移管され、同時に、行政組織規則をもって交通事故相談所長には広報課長を充てる一方、昭和 42 年制定の設置要綱、運営要領を廃止し、新たに「交通事故相談所運営要綱」を定めた。

昭和 57 年 1 月 4 日、それまで県庁西館 2 階の県民相談室に同居していた交通事故相談所は、県庁本館の耐震補強工事に伴う部屋替えて、新しく設置した中部県民サービスセンター（JR 静岡駅東側）の建物内に移転し、昭和 63 年 4 月 1 日の機構改革により企画調整部の所属になり、平成 3 年 4 月 1 日機構改革に伴い、静岡市有明町、静岡総合庁舎内に移転した。

平成 3 年 6 月 5 日から、相談者の便宜を図るため中部行政センター黒金分庁舎（JR 静岡駅東側）において相談業務を行った。平成 7 年 4 月 1 日機構改革により、生活・文化部県民生活課交通安全対策室の所属となった。さらに平成 11 年 4 月 1 日機構改革により、生活・文化部県民生活総室交通安全対策室の所属となった。

さらに、平成 17 年 4 月 1 日の機構改革により、名称が中部県行政センターから中部県民生活センターに変わり、同年 6 月 27 日黒金分庁舎（JR 静岡駅東側）から、JR 静岡駅南口の水の森ビル 3 F へ移転した。その後平成 19 年 4 月 1 日の機構改革により、所属が生活・文化部から県民部県民生活局交通安全対策室となった。さらに、平成 20 年 4 月 1 日の機構改革によりくらし交通安全室と名称を変更した。その後、平成 22 年 4 月 1 日の機構改革により、くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課となった。

現在、県内の市役所、町役場における交通事故相談所は、静岡市（3 か所）・浜松市・沼津市・三島市・富士市・富士宮市・御殿場市・裾野市・焼津市・島田市・掛川市・磐田市と清水町・長泉町の 12 市 2 町、計 16 か所に設置され相談業務が行われている。

2 静岡県交通事故相談所運営要綱

（目的）

第1条 静岡県交通事故相談所（以下「相談所」という。）は交通事故被害者対策に重点をおき、静岡県行政組織規則（以下「組織規則」という。）に定める交通事故に係る相談、交通事故被害者援護活動に関し、これを公正適正に解決するための教示及び指導並びに関係機関等へのあっせん等を行い、交通事故被害者等の救済に寄与することを目的とする。

（事務の内容と実施の基準）

第2条 組織規則に定める事務は、次の基準により実施するものとする。

- (1) 交通事故相談は、死亡、重傷、又は後遺症等重大被害を受けた者又は家族に重点をおいて実施するものとし、特に賠償問題に関する相談事案は事故状況その他の事実関係の十分な調査資料に基づいて、適切な指導、助言を行うこと。
- (2) 賠償問題に関する相談事案の処理に当たっては当事者間の示談交渉そのものに介入しないこと。
- (3) 賠償問題に関する相談事案で、訴訟、調停等の司法手続きによらなければ問題の解決が困難と認められるに至ったものについては、利用可能な諸司法手続きを一般的に教示するとともに、財団法人日弁連交通事故相談センター、日本司法支援センター、財団法人交通事故紛争処理センター等にあっせんすること。
- (4) 更生問題に関する相談事案について、更生の方途、各種社会福祉制度の利用等につき指導助言するとともに、必要に応じて福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会等にあっせんを行うこと。
- (5) その他の被害者等の一身上の問題についても、できる限りの相談に応じること。
- (6) 交通事故相談実施後においても、なお補完的な指導を求められたものについては市町、民生委員又は人権擁護委員等に連絡し、補完的な指導を行う等の協力を求めること。
- (7) 市町の行う交通事故相談の指導援助及び交通事故相談員の研修等を実施するものとする。
- (8) 交通事故被害者援護についての広報を行うものとする。

（交通事故相談日等）

第3条 交通事故相談は、来所者に対して行うことを原則とし、次の各号に掲げる日を除き、毎日これを行う。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 祝祭日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前2号で掲げる日を除く。）

2 相談時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

3 相談は無料とする。

（交通事故相談員）

第4条 第2条の事務を行わせるため、相談所に主任交通事故相談員（以下「主任相談員」という。）、交通事故相談員（以下「相談員」という。）その他の職員をおく。

2 主任相談員は、所掌事務を整理し、所長を補佐する。

3 主任相談員及び相談員は、非常勤とし、知事が任用する。

（顧問弁護士）

第5条 相談所に顧問弁護士（以下「弁護士」という。）をおく。

2 弁護士の行う事務は、次のとおりとする。

(1) 法律知識を必要とする相談

(2) 交通事故相談員に対する法律上の指導助言

3 前項の弁護士は、静岡県弁護士会に所属する弁護士の中から知事が委嘱する。

4 弁護士の相談日は、毎月1回（第一木曜日）とする。ただし、当日が休日のときは第二木曜日以降の木曜日とする。

5 弁護士の相談時間は、午後1時から午後3時までとする。

（相談票の作成）

第6条 交通事故相談員は、相談事案1件ごとに、相談内容の概要及びその処理事績を明らかにした相談票を作成するものとする。

（庶務）

第7条 相談所の庶務は、中部県民生活センターにおいて所管する。

附 則

1 この要綱は昭和44年4月1日から施行する。

2 静岡県交通事故相談所設置要綱（昭和42年10月13日制定）及び静岡県交通事故相談所運営要綱（昭和42年10月13日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

3 静岡県行政組織規則（一部抜すい）

第4章 出先機関

第2節 くらし・環境部関係出先機関

第2款 交通事故相談所

第17条 交通事故に関する事務を処理するため、静岡県交通事故相談所（以下「交通事故相談所」という。）を静岡市駿河区南町に置く。

2 交通事故相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通事故に係る相談に関すること。
- (2) 交通事故被害者の援護活動に関すること。

第6章 職員の任命

第77条 前章に規定する職の職員は、知事が命ずる。ただし、次の表の左欄に掲げる機関の職の職員には、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

交通事故相談所長	静岡県中部県民生活センター所長
交通事故相談所長補佐	静岡県中部県民生活センター次長

4 交通事故相談関係機関一覧

○ 県及び14市町交通事故相談所

	団 体 名	電 話 番 号	備 考
静 岡 県	交通事故相談所	054-202-6000	中部県民生活センター内
静 岡 市	市民局生活安全安心課	054-221-1053 054-287-8698 054-354-2036	葵区役所地域総務課 駿河区役所地域総務課 清水区役所地域総務課
浜 松 市	市民部市民生活課	053-457-2233	市役所 海老塚事務所 くらしのセンター内
沼 津 市	政策推進部 生活安心課市民相談センター	代表 055-931-2500	市役所
三 島 市	環境市民部地域協働・安全課	055-983-2651	市役所
富 士 宮 市	市民部市民生活課	0544-22-1196	市役所
島 田 市	地域生活部生活安心課市民相談係	0547-36-7153	島田市役所 1 階
富 士 市	市民部市民安全課市民相談担当	0545-55-2750	市役所 3 階 市民相談室
磐 田 市	企画部広報広聴・シティプロモーション課市民相談センター	0538-37-2112	市役所 市民相談センター内 交通事故相談室
焼 津 市	くらし安全課	054-626-1133	市役所
掛 川 市	危機管理部危機管理課 防災・防犯対策係	0537-21-1131	市役所
御 殿 場 市	環境市民部くらしの安全課	0550-83-1346	市役所
裾 野 市	環境市民部危機管理課	055-995-1817	市役所
清 水 町	くらし安全課	055-973-1111	町役場
長 泉 町	行政課	055-989-5501	町役場

○ 交通事故相談関連機関

団 体 名	電 話 番 号	備 考
一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター中部	052-308-3081	
日弁連交通事故相談センター静岡相談所	054-252-0008	
日弁連交通事故相談センター沼津相談所	055-931-1848	
日弁連交通事故相談センター浜松相談所	053-455-3009	
静岡自賠責損害調査事務所	054-202-5131	
一般財団法人静岡県交通安全協会	054-251-4765	
県警ふれあい相談室	054-254-9110	
交通事故紛争処理センター静岡相談室	054-255-5528	
静岡県司法書士会	054-289-3704	
日本司法支援センター(法テラス)	0570-078374	

交通事故でお困りのかた・・・

交通事故相談所をご利用ください

～相談は無料、秘密厳守です～

専門の相談員が交通事故の

賠償額の計算 示談の進め方 事故の責任率 後遺障害関係 自動車保険の請求
--

などの相談に応じます。

◎ 交通事故証明書、診断書、事故現場の略図等を持参されると便利です。

● 相談日、開設時間

相 談 日	開 設 時 間
月 曜 ～ 金 曜	午前9時～午後4時
〔祝日、振替休日、 年末年始を除く〕	(受付は午後3時30分まで)

★ 弁護士の立会による法律相談（無料で予約制）
毎月第1木曜日
午後1時から午後3時までの間

● 相談場所

〒422-8067

静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F

静岡県中部県民生活センター内

静岡県交通事故相談所

☎ 054-202-6000 ・ FAX 054-202-6018